5.468
付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500―8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5.469
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500―8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。
5.469A
8550―8650MHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。
5.470
航空無線航行業務による8750―8850MHzの周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数8800MHzのドップラー航行援助装置に限る。
5.471
付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール、スーダン及び南スーダンでは、8825―8850MHz及び9000―9200MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務（海岸に設置するレーダーに限る。）に分配する。
5.472
8850―9000MHz及び9200―9225MHzの周波数帯は、海上無線航行業務（海岸に設置するレーダーに限る。）に分配する。
5.473
付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850―9000MHz及び9200―9300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.473A
9000―9200MHzの周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第5.337号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第5.471号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。
5.474
9200―9500MHzの周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ（ＳＡＲＴ）は、適切なＩＴＵ―Ｒの勧告に配慮をすることにより使用が許される（無線通信規則第31号参照）。
5.475
航空無線航行業務による9300―9500MHzの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300―9320MHzの周波数帯において許される。
5.475A
地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による9300―9500MHzの周波数帯の使用は、9500―9800MHzの300MHz幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。
5.475B
9300―9500MHzの周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定の使用に対して優先権を有する。
5.476（未使用）
5.476A
9300―9800MHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。
5.477
業務の種類の地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する9800―10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.478
付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800―10000MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.478A
地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による9800―9900MHzの周波数帯の使用は、9300―9800MHzの500MHz幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。
5.478B
9800―9900MHz帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、この周波数帯に二次的基礎で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。
5.479
9975―10025MHzの周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基礎で気象衛星業務にも分配する。
5.480
付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10―10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ベネズエラでは、10―10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.481
付加分配：ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タンザニア、タイ及びウルグアイでは、10.45―10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。